

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（513））

2. 日時：平成29年11月29日 10時00分～11時15分
13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他10名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）」及び重大事故等対処設備（フィルタベント関連等）設置に伴う廃棄物処理棟内の廃棄物処理設備の撤去について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 使用済樹脂の処理は、廃棄物処理設備の撤去に伴い使用済粉末樹脂貯蔵タンクに貯蔵する等としているが、「28条 放射性廃棄物の貯蔵施設」への適合性について、既許可からの変更の有無を整理して提示すること。
- 周辺監視区域、敷地境界を一部変更としているが、変更前後の敷地図、周辺公衆の被ばく線量評価を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 外部事象防護対象施設について
- ・東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・休止状態の設備の撤去が廃棄物処理に影響を及ぼさないことの説明について